

新しいドイツの旅行契約法について

——法形成と立法技術の一つのモデルケース——

カール・ブロマイヤー
中 村 英 郎 訳

- 一 はじめに
 - 二 旅行契約の範囲
 - 三 旅行契約の関係者
 - 四 関係者間の法律関係
 - 五 旅行契約における旅行者の交替権
 - 六 新法における旅行者の瑕疵担保請求権
 - 七 むすび
- [附録] 新旅行契約法条文

新しいドイツの旅行契約法について

一 はじめに

今日では、旅行は大量観光旅行の時代になりました。工業化された先進諸国における生活水準の向上は、人びとに多くの自由時間をもたらしました。そしてそのことは、交通機関がその速さと収容力の点で飛躍的に発展したことに相まって、旅行を、今日では、大量消費の一つの対象とするに至っております。昔は旅行の計画と準備は、旅行をする人一人ひとりが自分でしておりましたが、今日では、旅行をほとんど完成した商品として提供する、つまり、旅行を完全に準備し、多くの人びとに

提供する旅行主催者 (Reiseveranstalter) がおります。それをパック旅行 (Pauschalreise) と呼んでいます。それは、旅行の個々の構成要素、すなわち飛行機、鉄道、もしくは船による輸送、ホテルでの宿泊等々が一つのまとまったサービスとしてパックされており、かつ提供されるものです。これにより各個人は、それぞれ自分で旅行の計画や準備をしなくても済むようになります。

ヨーロッパでも、次第に多くの人びとがこのようなパック旅行をするようになりました。つい数年前までは、パック旅行で世界を旅行しようとしたのは、おそらく低所得層、あるいは中所得層の人たちだけだったといえるでしょう。今日ではしかし、パック旅行はかなり高い所得層の人びとも利用するようになっていきます。その大きな理由は、航空会社、ホテルそして船会社が、ますますパック旅行者向きになり、個人旅行者は、自分たちがなおざりにされていると感じるようになってきたことだといえると思います。

このような新しい旅行形態の発展に法律は対応しなければなりません。法秩序は、このようなパック旅行がうまくいかなかったとき、つまり一つにとりまともめられたサービスの一部あるいはその多くの部分が、まさに期待されているようには履行されなかった場合、誰が何について責任を負うのかという問題

について答を出さなければなりません。誰に対して損害の補償を請求することができるのでしょうか、ホテルの経営者に対してか、船の所有者にか、航空会社だろうか、それとも旅行に付き添ってきた案内人、パック旅行を企画した業者だろうか、あるいはまた、旅行を提供し、それを売った旅行案内所に対してでしょうか。

民法典が制定された当時、パック旅行はまだ存在していませんでしたので、パック契約違反、契約解除、あるいは損害賠償についての明確な規定は存在していません。

このような場合、判例と学説は、新たな発展を法律的に一つの体系に組み入れ、またあらゆる生じうべき問題について、法律上誤りのない解決を見出すため、その道を示さなければなりません。この問題は、しかし、現行規範の直接的な適用によって解決できませんので、拡張あるいは類推などの解釈が技術的な補助手段として用いられることとなります。しかし、それにしても、実際問題としてここに生じているような全く新しい問題について、すべての裁判所が承認するような確固たる法的基礎を作り出すということは、大変困難なことです。多くの場合、すべての裁判所に通用するような統一した規範が成立するまでには、非常に長い時間がかかります。そして、その間、ある程度の不確実さが生じるのは避けられません。この場合も

そうでした。そのため立法者への要求が次第に高まってきました。つまり、新しい事態に対する法的規制を新しい条文として規定すべきだという要望が、次第に高くなったのです。

バック旅行契約は、民法典に規定されている契約類型に直ちに關係づけられるものではありません。古典的な形式において、旅行契約はホテルでの食事つきの宿泊、バス、鉄道、飛行機あるいは船によるホテルまでの輸送を内容としています。そのほか、しばしばホテルからの日帰り旅行の準備、その他自由時間のプランなどの附随的なサービスも加わっております。

旅行契約は売買契約にも賃貸借契約にも組み入れられるものではありません。また、一つひとつの關係をとりだしてみますと、たしかにその契約形式の要素に非常に近いものもっていますが、寄託契約でも雇用契約でもありません。しかし、輸送および物品運送契約の構成要素をその中に含んでおります。

このような理由から、人びとは、広範な旅行契約に関する規範を一つにとりまとめた、独立の特別法典を作ろうと考えました。それは一九七二年のことでした。しかし、しばしばそうであるように、議会での審議の過程で、その法案はつきつきと妥協しなければなりませんでした。そしてそれに伴い、法典による解決はますます制限されました。結局、一つの特別法典を作ることをやめ、「旅行契約法」(Reisevertragsrecht)——元來は

「旅行主催契約」(Reiseveranstaltungsvertrag)を問題とするものですが、そのような法律を民法典の中に規定する、もっと正確にいえば、請負契約の領域の中に、新しい十一箇条、つまり六五一条aから六五一条kをそう入することで妥協しました。新しい規定は一九七九年一〇月一日から施行されております(一九七九年五月四日の民法典の一部を改正する法律—旅行契約法 連邦官報一九七九年五〇九頁)。

二 旅行契約の範圍

新しく制定された旅行契約法(Reisevertragsrecht)は一つひとつの旅行に関する契約、たとえば個々のホテルの予約、あるいは巡航船の船室の予約、などには適用されません。ただ旅行主催者がいくつかの旅行に関するサービスをとりまとめ、統一した値段で一般に提供しているものだけが、バック旅行と呼ばれるのであり、そしてこのバック旅行だけが新しい規定の対象となります。個別の旅行にはこの法律は適用されません。そのため、このような場合は旅行契約とは呼ばれず、バック旅行の概念は当てはまりません。

三 旅行契約の關係者

旅行契約に關係するのは、つきにあげる人びとであり、それ

それぞれ法律関係は異なっています。

旅行者 (der Reisende)

旅行主催者 (der Reiseveranstalter) もしくは、旅行業

者 (Reisunternehmer)

旅行案内所 (das Reisebüro)

サービス提供者 (der Leistungsträger)

旅行主催者 (旅行者) というのは、一つひとつのサービスをとりまとめ、それを一つのまとまった給付として一般の人に提供することです。

旅行主催者という概念自体、すでに余りはっきりしたものではありません。たとえば、参加者から報酬をもらわないで、他人のため旅行を準備する者などは旅行主催者ではありません。たとえば、商工会議所の理事者が会議所所属の会員のため何かの見学旅行を企画したとします。しかし、会議所は旅行主催者ではありません (ヘルリン地方裁判所一九七八年一月七日判決 AZ 53 S 40/78 参照)。つまりその行為に対して報酬を求めないときは、その行為は原則として新法の意味における旅行契約とはなりません。このような関係者は、時によっては民法上の団体を構成することになります。

具体的なそれぞれの旅行の旅行主催者 (業者) が誰かを確認することは、時によっては簡単ではありません。旅行に関する

サービスが旅行案内所を通じて提供されたような場合は特にそうです。通常、旅行主催者は旅行案内のパンフレットに書かれております。

旅行案内所はいずれにしても原則として主催者ではありません。それは、ただ、旅行が注文される予約の場所にすぎません。

しかし、大きなデパートが旅行を主催し、それを提供する場合は事情が異なります。この場合デパートは旅行主催者 (旅行者) となり、その支店は予約の場所ということになります。

ここではつまり、旅行主催者と旅行案内所の機能が一緒になっております。

サービス提供者としては、特にホテルの経営者、航空公司、船会社、鉄道、バスの経営者が問題となります。法律的にみますと、これらのものは、すべて旅行主催者の履行補助者です。旅行契約法に關し生じる多くの法律問題の中、主なものは、サービス提供者の給付の欠陥 (輸送の遅れ、サービスの悪いこと、程度の悪い宿泊施設など) にあるとことができます。

四 関係者間の法律関係

a 旅行者と旅行主催者間の法律関係

問題はまず第一に、旅行契約を締結した旅行者と、旅行に関するサービスをとりまとめ提供した旅行主催者との間の、契約

上の関係です。何故なら旅行に関する給付に障害が生じたとしますと、旅行者は、当然、彼のためサービス提供者を探し、旅行の準備をした者に苦情を言うことになるからです。

新しい旅行契約法が施行される以前は、サービスの提供につき問題が生じたとき、旅行主催者は、自分たちはただ個別の旅行に関する給付を仲介した者であって、債務者そのものではないといひ、その責任をサービス提供者におしつけようとしてきました。しかし、これは、旅行者にとってはやっかいなことです。何故なら、争いが生じたとき、旅行者は往々にして外国に居住するサービス提供者と折衝しなければなりません。それは当然非常に難しいことですが、その外国で、違った法原則が行なわれているときなどは、特にやっかいなことです。

新しく規定された民法六五一条aの第二項は、そのことを考慮して、「自分は単なる仲介者すぎない」という申し立てがあつても、その他の事情から、その者が契約に定められている旅行に関する給付を、自己の責任で提供するという外観が認められるときは、その申し立ては顧慮されないと規定しています。どのような場合、「その他の事情から外観が認められる」のかは、民法一三三条、一五七条、一六四条から明らかとされるでしょう。

b 旅行案内所に対する法律関係

新しいドイツの旅行契約法について

旅行者と旅行案内所との間には、旅行仲介契約 (Reisevermittlungsvertrag) が存在します。この契約の法的性質は、民法六七五条の意味における事務処理契約であり、それは種々の効果を伴っております。まず第一に、旅行案内所は旅行者と旅行主催者との間の規則に従つた仲介についてだけ責任を負います。たとえば旅行案内所が旅行の申込みを誤つて伝えたり、あるいはお客の特別の注文を伝えるのを忘れたというようなときは、旅行案内所はその義務を果たさなかつたことになり、事務処理契約の原則に従ひ、責任を負うことになります。しかし、ホテルの部屋が悪いとか、飛行機が遅れたとかいう場合、旅行案内所はこれに対して責任を負いません。

サービスの瑕疵について、旅行案内所が例外的に責任を負わなければならないこともあります。それは、旅行案内所が、主催者の責任を保証することを推測されるような説明をした、ということが証明されたときです。

第二に、旅行案内所は旅行仲介契約により、旅行者からの費用償還について固有の権利をもつことになります。たとえば、旅行者が旅行案内所で予約をし、しかしまだ代金を支払わなかつたというような場合、通常、旅行案内所は旅行の代金を立て替え、主催者に支払います。その後、旅行者が旅行から帰つてくるのですが、ホテルが悪かつたので不満足だつたとします。

それは彼に旅行主催者への瑕疵担保請求権を生ぜしめますが、この場合、旅行者は旅行案内所に対し、案内所が立替えた代金の支払を拒絶できるかが問題となります。これはしかしできません。なぜなら、旅行案内所は旅行者に対し、彼との間で締結された仲介契約に基づき、固有の費用償還請求権をもっているのであり、旅行主催者の請求をただ代行するというものではないからです。

c サービス提供者に対する法律関係

サービス提供者と旅行者との間に直接の法律関係があるのか、そして、もしある場合にはどのような関係があるのかについては、今日までまだ充分解明されていません。旅行者はサービスについて、他人を介さない直接の請求権をホテルの経営者あるいは交通機関の経営者に対してもっているのでしょうか。ドイツにおける最高の司法機関、つまり連邦裁判所は、この問題に対してまだ判断を示していません。もっともただ一度だけ、サービス提供者と旅行者との間には法律関係が存在しうるが、存在しなければならないというものではない、と述べたことがあります。

この問題に関連して注目すべきものは、一九七六年一月二九日のパードルホルン (Paderhorn) 地方裁判所の判決 (ANZ 1a S 422/75) です。同裁判所判決は、旅行主催者とサービス

提供者との間に、第三者のためにする契約 (民法三二八条) の存在を認めました。第三者、すなわち受益者はこの場合旅行者であり、それは民法三二八条により給付について直接の請求権をもつこととなります。たとえば、注文したホテルの部屋がふさがって使えなかった旅行者は、ホテル側が同程度の部屋の提供を遅滞した場合、ホテルの経営者に対し、直接、二八六条による損害賠償を請求することができるということです。

五 旅行契約法における旅行者の交替権

民法六五一条bは全く新しい権利を規定しました。それによりますと、旅行者は旅行が開始されるまでの間、彼に代って第三者が旅行に参加することを要求できます。

残念ながらこの交替権 (Ersetzungsbefugnis) の法律的構成は、全く生活になじんでおりません。そして第三者が一体どのような法的地位につくのかという問題が残されたままになっています。第三者は旅行主催者に対し固有の請求権をもつのでしょうか。そして、もしもつのだとしたらどのような請求権をもつのでしょうか。法律は、この点について沈黙を守っています。

新法の制定に際し、ドイツ連邦議会の法務委員会は、賠償請求権能の問題をいゆる第三者損害清算 (Drittschadensliquidation)

ation)により解決できるものと考えました。第三者損害清算は、契約債権者に、第三者の損害を共に請求できる可能性が与えられることを意味しています。民法の判例には、客観的な利益の連鎖に基づき、債権者に第三者の損害も請求できる権利を認めている一連の事例がありますが、この法則によりますと、第三者は、旅行契約からは固有の請求権をもちません。私は、しかしこの場合、本来予定された旅行者の代りに旅行契約に入ってきた第三者は、旅行主催者に対し、同じく固有の請求権をもつというような、第三者のためにする契約という法律構成が、実際に近い見解であると考えております。

六 新法における旅行者の瑕担保請求権

瑕担保請求 (Gewährleistungsansprüche) は新法の中で
もその中心をなすものです。

a 概観

給付に瑕疵があった場合の旅行者の請求につき、その中心をなすものは、飛行機、鉄道による輸送、あるいはホテルの宿泊に関するもの、いずれであれ、つぎの諸規定がこれを定めております。

民法六五一条c第二項 旅行者のための救済請求を規定し

ています。

新しいドイツの旅行契約法について

民法六五一条c第三項 旅行者に自力救済権を与えていま

す。

民法六五一条d 旅行代金の減額請求を規定してい

ます。

民法六五一条e 旅行者に解約告知権を与え、その

要件を規定しています。

民法六五一条f 損害賠償請求を規定しています。

民法六五一条g 責問および時効期間を規定してい

ます。

民法六五一条h 旅行主催者とその責任を制限する

可能性を規定しています。

b 瑕疵 (Mangel) の概念

民法六五一条cにおいて、立法者は瑕疵の概念を民法の契約類型において通常用いられている瑕疵の考え方に従って規定しました。売買契約においても、また賃貸借契約、あるいは請負契約においても、予め定められた特性に瑕疵があり、あるいはそれが欠けていると、それが瑕疵担保責任を追及する前提となっています。これが、いまや明示の規定により旅行契約の場合にも行なわれることになりました。

たとえば、ホテルでの宿泊に際してサービスが非常に悪かったとき、あるいは浴室つぎの部屋を注文したのにシャワーつき

の部屋が提供されたときなど、瑕疵があることは明瞭です。そのほか、約束したにもかかわらずバルコニーなしの部屋、あるいは海の見えない部屋が提供されたというような場合も同様です。判例は、この問題について多くの事例のあることを示しております。

この多数ある事例の中から、最近、ドイツにおいて世論をわかせた一つの例をあげてみましょう。ある旅行者が泊ったホテルに重度の身体障害者の団体が来ており、同じホテルに泊り合わせることになりました。旅行者は、旅行代金の減額を要求して裁判所に訴を起し、裁判所もその請求を認めたのです。この事件は、世間の人びとが身体障害者の差別扱いではないかと考えたため、政治問題になりました。しかし、裁判所は、身体障害者の大きなグループを常に目の前にし、常に一緒にいるということは安楽の防害になるとみたのでして、私は、その判決は正しいものであったと考えております。

c 旅行者の救済要求 (Abhilfeverlangen) および自力救済 (Selbsthilfe) — 民法六五一条二・三項

救済要求は、補修 (Nachbesserung) に関する請負契約上の請求を模範としたものです。また、旅行者の自力救済権は、遅延を前提としないで、旅行者自身によって定められた期間が徒らに経過したことだけを前提とするという点で、通常の請負契

約上のそれ (民法六三三条三項) と異なっています。

d 減額 (Minderung) — 民法六五一条 d 一項

減額についての権利、すなわち価額を低減させることは、売買、賃貸借および請負契約の領域での典型的な瑕疵担保権です。旅行契約法においては、減額請求は救済要求、および自力救済請求に対し、補充的に認められております。

e 旅行者の告知義務 (Anzeigepflicht) — 民法六五一条 d 二項

通常の請負契約の場合と異なり、旅行契約法においては、瑕疵を旅行者に告知しなければならないという義務が規定されています。その理由というのは、告知がなければ旅行主権者は瑕疵のあることを容易に知ることができないからです。つまり瑕疵のあることを知らせることにより、旅行主権者に瑕疵による減額の範囲を最小限にとどめる可能性を与えて然るべきだからです (新法草案についての政府の理由説明)。

f 解約告知権 (Kündigungsrecht) — 民法六五一条 e

旅行契約法における解約告知権はかなり特殊なものをもってします。すなわち、解約告知がなされると、通常、契約上の拘束力は将来に向かって、つまり告知の時点において、終了しますが、旅行契約法における解約告知においては、部分的に遡及効を生じます。すなわち解除の場合と同様、契約締結の時点に

遡って効力を生じます。旅行契約における解約告知権は、したがって通常の継続債務関係における解約告知と解除の中間に位置しているのです。例をあげてみましょう。旅行主催者は解約告知のあった場合、一方において旅行代金の請求権を失いません。これは遡及的効力です。しかし、また他方において旅行主催者は旅行者を送還する義務を負うのであり、それは、不遡及効に当ります。したがって民法六五一条^eによる解約告知は、これまでの法律用語としての解約告知ではなく、部分的には解除の性格をもち、部分的に解約告知の性質をもつものということができます。

g 旅行主催者の損害賠償請求 (Schadenersatzanspruch)

— 民法六五一条 f

旅行における瑕疵が旅行主催者に責任のある事情に基づいて生じた場合は、旅行者は民法六五一条 f 第一項により債務不履行による損害賠償を要求できます。この場合、通常、旅行主催者に固有の責任があること、あるいはその機関に責任があることが証明されなければなりません。たとえば、パンフレットに書かれている説明が事実と異なるような場合には、その責任があるといえるでしょう。パンフレットには、海まで五〇〇メートルと書かれているのに、実際には一・五キロメートルもあったという場合、あるいは休暇を過す宿泊施設が練兵場の近くに

あるということが、パンフレットの中には書かれていないというような場合がそれです。しかし、ホテルのテラスがこわれ、それが構造上の欠陥に基づくものであったという事例において、裁判所は、旅行主催者の責任を否定しています。

民法六五一条 f による損害賠償請求は、損害が生じなかった前の状態を回復することを目指しております。損害の計算は、かなり頭を悩ませる問題ですが、一般にそれは、いわゆる差額仮説 (Differenzhypothese) によって行なわれています (連邦裁判所民事判例集二七卷一八三頁)。

しかし、この差額仮説は旅行契約法に関する多数の事件において問題となっております。たとえば、旅行者が潜水の道具、あるいはサーフィンの道具を休暇旅行のため購入したというような場合です。旅行主催者の責に帰すべき事由により中止されますと、旅行者は、潜水の道具あるいはサーフィンの道具を、財産価値としては所持しています。すなわち財産上の損害は生じませんでした。しかしこの装備は、彼の休暇が徒らに経過してしまっただけは、もはや無意味なものになってしまっただけです。この事件、あるいはこれと似た事件において、判例は、純粹の差額仮説とは異なった立場をとっています。すなわち差額仮説とは関係なく、つまり財産上の損害が生じないときであっても、客観的に金銭に評価できるような経済的利益の侵害があ

れば、損害が存在するということを認めています。(これについては連邦裁判所判決―連邦裁判所民事判例集四五卷二一八頁、同五四卷四九頁参照)。問題とされている使われなかった目的物の使用の可能性というものは、いわゆる附随損害として賠償されなければなりません。

旅行契約法において、特に問題となっているこのような事例は、残念ながら民法六五一条f第一項の条文では規定されておられません。

h 休暇期間を無益に過したことによる損害賠償 ― 民法六五一条f第二項

バック旅行がうまく行かなかった場合、休暇期間を無益に過したことは財産的損害なのか、それとも民法二五三条により補償されない非財産的損害なのかという問題について、かつて、学説と判例の間には争いがありました。この論争は、一九七四年一月一日の連邦裁判所の重要な判決(連邦裁判所民事判例集六三卷九八頁)が、無為に過した休暇は財産上の損害であると判断したことで決着がつかしました。判決の理由は興味深いものがあります。連邦裁判所は、原状回復の原則によれば旅行者は損害が生じなかったような状態におかれるべきだということから説明しています。このことは、理念として、彼はもう一度それにふさわしい旅行をすることができるということを意味

しております。それについてはしかし、彼はそれに要する自由な時間を必要とするのであり、その自由時間は、もし必要であれば無給の特別休暇としてのみ獲得できるものです。ただし有給休暇は瑕疵のある旅行によってすでに使ってしまったからです。問題はこのような次第で、予想される給料の補償ということに集約されてきます。連邦裁判所はこの問題を自動車不使用の考えに結びつけ、そして決定的に商業化の考え方によったのでした。つまり、休暇は労働の提供に基づき購われた自由な時間であり、それは旅行の瑕疵によりもはや使えなくなってしまう、と述べております。

民法六五一条f第二項は、このことを旅行契約につき明瞭に述べているのであり、それは、以上の最高裁判所の判例を考慮に入れたものです。

i 旅行者主催者のための賠償責任制限契約 ― 民法六五一条 **h**

一定の要件の下、民法六五一条hにより、旅行者主催者は旅行者と旅行代金の三倍額で賠償責任制限を合意することができます。この合意は個々の契約においてすることもできますし、また旅行者主催者が一般的な業務約款の中に記載することによってもすることができま

j 旅行サービス提供者のための法律上の賠償責任制限に基

づく、旅行主催者の責任制限

サービス提供者については、多くの場合に賠償責任を制限する規定があります。たとえば航空機による輸送については、一九二九年のワルシャワ条約、それには一九五五年の追加条項がついていますが、そのような条約があります。このような賠償責任制限がサービス提供者につき存在するときは、旅行主催者は旅行者に対しこの制限を援用することができます。

七 む す び

新しい旅行契約法は、今日、「消費者権保護」という標語で呼んでいる立法活動の領域に属しております。この領域には、たとえば新しい分割払い法、また一般的な業務条件についての新しい法律などが属しております。このような消費者権保護に役立つ法律、すなわち個々の消費者の保護、そして市場において強い力をもっている経営者に対し、その権利を確保するのに役立つような法律は、益々多くなるでしょう。環境保護、社会の安全保障とならんで消費者権保護は、現在ドイツにおいて最もよく議論されている政治上のテーマになっています。裁判所の判決も大きく消費者保護の傾向を示しており、それは特に競争法によく現われております。

旅行契約法は、判例により発展した原則を法律の規定におき

新しいドイツの旅行契約法について

かえることについての大変面白い例であります。そして、そこには、立法者がいかにして近代における社会の発展過程を、国家の法秩序と調和させるかという問題について、興味のある一つの解答が示されております。

〔訳者あとがき〕

本稿は、一九八〇年一〇月二三日、カール・プロマイヤー氏が比較法研究所において行なった講演の草稿に、同氏が後に手を入れたものの翻訳である。

プロマイヤー氏は、一九五三年、ミュンヘン大学で法学博士の学位を取得後弁護士を開業、後に銀行界に入り、一九七七年以来ドイツ法人東京銀行の常務取締役、傍らキール大学で銀行法を講じる学者でもある。

同氏の亡くなられた父君（同じくカール・プロマイヤー、ミュンヘン大学教授、民事訴訟法専攻）と、私の亡父（中村宗雄）とが親しくしていた縁で、私たちも二十数年来親しくつき合っている。昨年（一九八〇年）秋、同氏が何年ぶりかで日本を訪れることになったので、それを機会に、最近ドイツにおいて話題となっている表記のテーマにつき、講演を依頼した次第である。

（一九八一年二月 稿了）

〔附録〕

新旅行契約法

ドイツ民法第二編債権法、第七章債権契約、第七節
請負契約の中に、その第二款として、以下の条文が
そう入された。

(一九七九年五月四日、民法の一部を改正する法律)

第二款 旅行契約

第六五一条 a (旅行契約)

- ① 旅行契約により、旅行主催者は旅行者に対し、旅行に関するサービス(旅行)の全体を提供する義務を負う。旅行者は旅行主催者に対し約定の旅行代金を支払う義務を負う。
 - ② 個々の旅行に関するサービスを提供すべき者(サービス提供者者 Leistungsträger)との契約を仲介したにすぎないという陳述は、その他の事情から、陳述者が契約において定められた旅行に関するサービスを、それ自身の責任において提供するという外観が認められるときは顧慮されない。
- 第六五一条 b (参加と交替権)
- ① 旅行が開始するまで、旅行者は第三者を代りに旅行に参加させることを要求できる。旅行主催者は、第三者が旅行に必

要な特別の要件を満たさないと、または参加が法律の規定もしくは官庁の指示に反するときは、その参加に異議を申立てることができる。

- ② 旅行主催者は、旅行者から、第三者の参加により生じた増加費用の支払を求めることができる。

第六五一条 c (救済)

- ① 旅行主催者は、旅行が約束された特性をそなえ、かつ、通常、もしくは契約により予定された利益につき、その価値、または適性を失なわせ、もしくは低く下せしめるような瑕疵のないよう提供する義務を負う。

- ② 旅行が右の状態にないときは、旅行者は救済を求めることができる。旅行主催者は救済が不相当な支出を必要とするときは、これを拒むことができる。

- ③ 旅行主催者が、旅行者により定められた相当な期間内に救済をしなかったときは、旅行者は自から救済をなし、それに要した費用の賠償を求めることができる。期間の定めは、救済が旅行主催者により拒絶されたとき、もしくは即時の救済が旅行者の特別の利益のため必要とされるときは、これを要しない。

第六五一条 d (減額)

- ① 旅行に第六五一条 c 第一項の規定する。瑕疵のあるとき

は、旅行代金は瑕疵の期間に応じ第四七二条の規準に従い減額される。

② 減額は、旅行者がその責に帰すべき事由により瑕疵の告知を怠ったときは行なわれない。

第六五一条 e (瑕疵による解約告知)

① 旅行が、第六五一条 c に規定されているような瑕疵により著しく損なわれたときは、旅行者は契約の解除を告知することができる。旅行が、そのような瑕疵の結果、旅行主催者の知りうる重大な理由により無意味となったときも同様とする。

② 解約告知は、旅行主催者が、救済をなすことなく旅行者により定められた相当な期間を徒過したとき、はじめてこれを行うことができる。期間の定めは、救済が不可能であるとき、もしくは旅行主催者により拒絶されたとき、または契約の即時の解約が旅行者の特別の利益により正当であるときは、これを要しない。

③ 契約につき解約告知がなされたときは、旅行主催者は約定の旅行代金についての請求権を失なう。ただし、旅行主催者は既になした旅行に関するサービス、もしくは旅行の終結のためしなければならぬ旅行に関するサービスにつき、四七一条の規定に従い計算された賠償を要求することができる。

新しいドイツの旅行契約法について

以上の定めは、契約取消の結果、給付が旅行者につき利益のなくなったときは適用されない。

④ 旅行主催者は、契約取消の結果必要となった措置をとるとき、特に契約が帰えりの輸送を含んでいるときは、旅行者を帰還させる義務を負う。増加費用は旅行主催者の負担とする。

第六五一条 f (損害賠償)

① 旅行の瑕疵が、旅行主催者の責めに帰すべき事情に基づくときは、旅行者は、減額または解約告知とかわりなく、不履行を理由とする損害賠償を請求することができる。

② 旅行が行なわれなくなったとき、または著しく損なわれたとき、旅行者は無益に費やされた休暇期間を理由としてそれに相当する金銭賠償を求めることができる。

第六五一条 g (除外期間・消滅時効)

① 第六五一条 c ないし第六五一条 f による請求については、旅行者は、契約において予定された旅行の終了後一か月以内に、旅行主催者にこれを主張しなければならぬ。期間の経過後は、旅行者が、その責によらず期間を遵守できなかった場合にのみ、この請求をすることができる。

② 第六五一条 c ないし第六五一条 f による旅行者の請求は、六か月で時効消滅する。消滅時効は、契約において旅行が終

了すべき日に開始する。旅行者が右の請求をしたときは、消滅時効は、旅行主催者が請求を書面をもって拒絶する日まで停止する。

第六五一条 h (許される責任制限)

① 旅行主催者は、旅行者との合意により、つぎの場合にはその責任を旅行代金の三倍に制限することができる。

一 旅行者の損害が故意または重大な過失によって生ぜしめられたものでないとき、または

二 旅行主催者が、サービス提供者のみの責任により、賠償すべきとき。

② サービス提供者によってなされる旅行に関するサービスにつき、損害賠償請求は、一定の要件もしくは制限の下においてのみ主張できるとする法律の規定が適用されるときは、旅行主催者も、旅行者に対しそれを援用することができる

第六五一条 i (旅行開始前の解除)

① 旅行者は、旅行開始前いつでも契約を解除できる。

② 旅行者が契約を解除したときは、旅行主催者は約定の旅行代金についての請求権を失なう。ただし、旅行主催者は相당한賠償を請求することができる。賠償額は、旅行代金より旅行主催者が使わないですんだ費用額、ならびに主催者が旅行に関するサービスを他に流用することにより得た額を差し引

いた金額とする。

③ 賠償額は、契約において、旅行の種類に応じ、通常「旅行主催者が」使わないですむ費用および旅行に関するサービスを他に流用することにより、通常可能な収入を考慮して、旅行代金に対する百分率をもって規定することができる。

第六五一条 j (不可抗力による解約告知)

① 旅行が、契約締結に際し予見できなかった不可抗力により著しく困難にされ、危険にさらされ、もしくは損なわれるときは、旅行主催者ならびに旅行者は契約の解約告知をすることができる。

② 契約が第一項により解約されるときは、第六五一条 e 第三項第一文および第二文、第四項第一文の規定が適用される。帰還に要する増加費用は、両当事者の折半とする。その他の増加費用は旅行者の負担とする。

第六五一条 k (異なった合意)

〔合意は〕第六五一条 a ないし第六五一条 j の規定に反して、旅行者の不利になされてはならない。